

横浜市開発審査会会議録

日時	令和2年2月17日（月）午後2時から午後2時50分まで	
開催場所	関内中央ビル5階 特別会議室	
出席者	委員	飯島 奈津子 会長 原田 満 委員 坂和 伸賢 委員 玉野 直美 委員 塩川 圭一 委員
	幹事等	土田 環境創造局 環境保全部 環境管理課長 水谷 環境創造局 みどりアップ推進部 農政推進課長 武田 環境創造局 みどりアップ推進部 みどりアップ推進課担当課長 新田 環境創造局 下水道管路部 管路保全課長（代理） 落合 道路局 道路部 維持課長（代理） 大友 建築局 企画部 都市計画課長 岡本 建築局 宅地審査部 宅地審査課 宅地企画担当課長
		議題 提案 課等
	事務局	榊原 建築局 建築監察部長 石津 建築局 建築監察部 法務課長 村上 建築局 建築監察部 法務課 審査係長 建築局 建築監察部 法務課 松井、藤原
欠席者	委員	大久保 千行 委員 柳下 健一 委員
	幹事等	磐村 都市整備局 地域まちづくり部 地域まちづくり課長 時尾 道路局 河川部 河川管理課長
開催形態	第2号議案、第3号議案、許可処分及び協議報告並びにその他 公開 第1号議案 非公開	

傍聴人	なし
議題	<p>1 第1号議案（都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの審議…開発審査会提案基準第24号） 市街化調整区域内（戸塚区東俣野町）において分家住宅を一般住宅に用途変更すること。</p> <p>2 第2号議案（都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの審議…開発審査会提案基準第27号） 市街化調整区域内（保土ヶ谷区新井町319番の一部ほか）において生活介護事業所を建築すること。</p> <p>3 第3号議案 横浜市開発審査会提案基準の一部改定について（令和2年4月1日施行予定）</p> <p>4 開発審査会包括承認に関する許可処分及び協議報告</p> <p>5 その他 会議録の確認（令和2年1月20日開催分）</p>
決定事項	<p>1 第1号議案及び第2号議案は「可」</p> <p>2 第3号議案及びその他は「了承」</p>
議事	<p>※ 第1号議案の審議については、「非公開」とする旨決定される。</p> <p>1 第1号議案（都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの審議…開発審査会提案基準第24号） （提案課） ※ 提案理由、申請者、申請地、建築物の概要、提案内容、その他必要な事項、形態制限等を説明 （非公開） 「可」とされる。</p> <p>2 第2号議案（都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの審議…開発審査会提案基準第27号） （提案課） ※ 提案理由、申請者、申請地、建築物の概要、提案内容、その他必要な事項、形態制限等を説明 （委員）現在の地目が雑種地であるが、このままなのか、変更するのか。 （提案課）現在は駐車場なので雑種地となっているが、宅地に変更するよう指</p>

議事	<p>導する。</p> <p>(委員) 通所施設とのことだが、利用者は自宅から通うのか。</p> <p>(関係課) 自宅からの方もいるが、グループホームからの通所が多い。</p> <p>(委員) 通所の方法は車か。</p> <p>(関係課) バスで通うことになる。</p> <p>(委員) だから2台分の駐車場でも足りているということか。</p> <p>(関係課) そうである。</p> <p>(委員) 高低差があるようだが宅地造成を伴うのか。</p> <p>(提案課) 今回の敷地内では宅地造成等規制法にかかるような行為はない。</p> <p>「可」とされる。</p> <p>3 第3号議案</p> <p>横浜市開発審査会提案基準の一部改定について(令和2年4月1日施行予定)</p> <p>(提案課)</p> <p>※ 資料2にて報告</p> <p>(委員) 提案基準第4号についてだが、「本家で出生」とは実際の「出生地」のことか。生まれた場所という意味では病院で出産することがほとんどだろうし、母親が出産のために里帰りをして、里帰り先で出生届を出すこともある。そのような場合「本家で出生」と認められるのか。</p> <p>(関係課) 出生場所が病院であったり、里帰り先であったとしても、当時の親の住所、特に父親の住所も分かるので、里帰り出産など一時的に違う場所にいたことは「本家で出生」の扱いには影響しない。</p> <p>(委員) 住民票の住所との関係など、「本家で出生」の定義をきちんと決めておいたほうがよいと思う。母親が里帰り出産時に住民票も移している場合や、JICA等での活動中に海外で出産する場合も考えられる。このような場合、住民票の住所が本家の住所とは異なっても、出生時の戸籍のいわゆる本籍が本家であれば、「本家で出生」として取り扱うという理解でよいか。</p> <p>(関係課) そうである。</p> <p>(委員) 提案基準第4号の第1項第3号の対象は、「(同項)第1号、第2号に掲げる者のほか」とあるので、今回改正する第2号で「本家で出生」と認められなかった兄弟姉妹については、第3号が対象とする親族になるのではないか。</p> <p>(提案課) 第2号の対象とならなかった兄弟姉妹は第3号の対象になるが、第3号は「本家での生まれ育ち」を適用要件としているので、第2号の適用要件である「本家での出生」を満たしていない者が、より厳しい「本家での生まれ育ち」の適用要件を満たすことはない考える。</p>
----	---

	<p>(委員) 第2号が適用されない兄弟姉妹が、第3号の適用を受けることはあり得ないということか。 (提案課) そうである。</p> <p>「了承」とされる。</p> <p>4 開発審査会包括承認に関する許可処分及び協議報告 (提案課) ※ 資料3にて報告</p> <p>5 その他 会議録の確認(令和2年1月20日開催分)</p> <p>「了承」とされる。</p>
資料	<p>1 許可申請概要書(第1号議案及び第2号議案) 2 横浜市開発審査会提案基準の一部改定について(令和2年4月1日施行予定) 3 開発審査会包括承認に関する許可処分及び協議報告書 4 会議録(令和2年1月20日開催分)</p>
特記事項	なし

※本会議録は、令和2年3月23日、各委員に確認を得、確定しました。